

提出書類一覧表【市外建設工事】

※ 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。

※ **押印は、印刷、カラーコピー等不可。**

※ 「写し」のものについては、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

※ 納税等の証明については、領収証書等の写し不可です。指定証明書を添付してください。

○ = 全業者 提出必要

△ = 該当する場合は提出必要

書類番号	提出書類	法人	個人	備考	発行場所
1	提出書類チェックリスト	○	○	提出する書類の先頭に添付し、書類番号順に並べ、 A4黄(またはオレンジ)ファイル に綴じて提出してください。(表紙・背表紙に申請者名記入のこと)	
2	国土交通省地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類(準用): 様式①-1(市外建設工事) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	○	○	新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。 ※ 申請書の記入については国土交通省地方整備局等の申請書作成の手引きも参考にしてください。(http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html)	
3	国土交通省地方整備局一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類(準用): 様式④(市外建設工事) 営業所一覧表	○	○	新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。 ※ 新居浜市内に事務所、出張所等がある場合は、営業所一覧に記載すること。(建設業法上の営業所でない場合も記載すること。)	
4	工事経歴書	○	○	直前2年分の工事を記載してください。新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。任意の様式でも可能です。	
5	印鑑証明書の写し	○	○	法人：法務局が証明するもの 個人：代表者分 住所地の市町村長が証明するもの	法人－法務局 個人－住所地の市町村役場
6	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○			法務局
7	代表者の身分証明書の写し(個人)		○	※ 本人確認の身分証明書「免許証・保険証等」ではない。	本籍地の市町村役場 ※本人以外が申請する場合は、申請時に承諾書が必要です。
8	使用印鑑届(指定様式)	○	○		
9	委任状(原本)	△	△	支店・営業所等へ契約委任する場合に提出 当該営業所等が建設業法でいう「専任の技術者を置く営業所」であること。この場合、本市と契約を締結できる建設工事の種類は、当該営業所等有する建設業の種類に限られます。	
10	誓約書(指定様式)	○	○		
11	新居浜市税納税証明書の写し (法人) ◆会社名義の納税証明書 ※新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出必要 (個人) ◆代表者名義の納税証明書 ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要	会社名義 △	代表者名義 △	※ 非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出すること。 ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。 ※ 新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者も、左記に該当する納税証明書を提出すること。	新居浜市役所 ※ 代理の方が取得する場合は、申請時に委任状が必要です。 ※ 委任を受けた支店等が本社の納税証明を申請する場合は、本社の委任状が必要です。 ※ 「現在滞納がない」ことの証明は収税課にお尋ねください。

書類番号	提出書類	法人	個人	備考	発行場所
12	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※ 免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。 ※ 新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の写しを提出すること	○	○	※免税・新設により納税義務がない場合も発行されます。 国税庁ホームページから交付請求書・委任状等ダウンロードできます。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm	納税地を所轄する税務署
13	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書(指定様式)	○	○		
14	適格請求書発行事業者(インボイス)登録通知書等の写し(登録番号が確認できる書類)	△	△	※ インボイス制度の登録を行っている事業者は提出必要 ※ 登録通知書(写し)の代わりに、国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」該当ページの出力書面等、 <u>インボイス登録番号が確認できる書類であれば可。</u> 「適格請求書発行事業者公表サイト」 https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/	納税地を所轄する税務署 (参考)国税庁 インボイス制度特設サイト https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm
15	建設業許可通知書の写し又は証明書の写し	○	○	最新のを添付	
16	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	申請日前1年7ヶ月以内の決算日を審査基準日として受審したもの最新のを添付	国土交通大臣又は都道府県知事から送付
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類	△	△	経営規模等評価結果通知書総合評定通知書において、該当箇所が「無」になっており、申請時に加入している場合は、下記の書類を添付すること。 (1) 雇用保険の加入に関する書類(下記のいずれか) ア 雇用保険料納入証明書の写し イ 直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書の写し ウ 雇用保険適用事業所設置届の事業主控えの写し ※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写しを添付。 (2) 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類(下記のいずれか) ア 社会保険料納入証明書の写し イ 保険料納付領収証書(直前3か月以内のもの)の写し ウ 健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控えの写し ※健康保険組合に加入している場合は、加入証明書又は健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付。	
18	申請書受領確認用はがき ※提出要領の見本参照	△	△	郵送又は信書便による提出で、受領確認が必要な場合のみ。	

- 身分証明書を、新居浜市役所で取得する場合は、新居浜市役所本庁1階市民課3番窓口・上部支所・川東支所・別子山支所で請求してください。
本人以外が申請する場合は承諾書が必要です。承諾書は市民課のホームページからダウンロードできます。
- 新居浜市税納税証明書については、上記①下線部の窓口 又は 新居浜市役所本庁2階税務総合窓口でも請求できます。
ただし「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書及び新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者の納税証明書は、税務総合窓口のみで発行します。
- 各証明書を取得する場合は、認印・本人確認書類・印鑑登録証をご持参ください。また代理申請の場合、委任状等が必要です。詳しくは下記の各発行場所までお尋ねください。

・新居浜市役所市民課	TEL 0897-65-1232	・新居浜税務署	TEL 0897-33-4145 (自動音声)
・新居浜市役所収税課	TEL 0897-65-1226	・松山地方法務局西条支局	TEL 0897-56-0188